

3-(1)	耕作できない農地を有効活用するための規制緩和(地権者の同意)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	農地法第5条第2項第3号
要望の 具体的内容	農地転用に関し、「申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない」場合には、転用を許可できないとしている。しかし、所有者等が明確でない農地を仮設住宅等の用地として有効活用するために規制緩和すべき。
規制の現状と 要望理由	<p>【規制の現状】 農地転用に当たっては、本項に基づき、原則として全ての土地の地権者(登記簿謄本上の所有権登記者)からの同意書を求められるが、実際には所有権登記者の死亡後数十年が経過しており相続人が不明な場合や、数十人もの共有名義の土地で一部名義人の所在が不明な場合なども少なくなく、かかる場合に農地転用許可の取得が極めて困難となっている。→(解決策)「相当数の同意」が合理的な範囲で認められるよう、通達等により基準を設けて頂きたい。(固定資産税納税者の同意があれば、当該土地の地権者の同意を得たものと見なすなど)</p> <p>【要望理由】 平地の少ない東北地方で、土地を確保するために推進すべき。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	農林水産省

3-(2)	耕作できない農地を有効活用するための規制緩和(新エネルギー事業者への転用許可の不要化)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	農地法施行規則第53条
要望の具体的内容	<p>農地法第5条第1項ただし書は、農地転用許可が不要となる場合について定めており、同法施行規則第53条において、同ただし書の適用対象として電気事業法に規定する一般電気事業者が送電用施設等の敷地とする場合を挙げているが、新エネルギー発電事業者は適用外とされているので、後者も含めるようにする必要がある。</p>
規制の現状と要望理由	<p>【規制の現状】 農地法第5条第1項ただし書は、農地転用許可が不要となる場合について定めており、同法施行規則第53条において、同ただし書の適用対象として電気事業法に規定する一般電気事業者が送電用施設等の敷地とする場合を挙げている。 しかし施行規則第53条には、風力を含む新エネルギー発電事業者が送電用施設等の敷地として利用する場合が含まれていない。このため、新エネルギー利用促進の社会的意義に鑑み、太陽光発電や風力発電など新エネルギー発電事業者の設置する送電用施設等の敷地についても農地転用許可が不要となる場合に含めるべき。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

3-(3)	耕作できない農地を有効活用するための規制緩和(第1種農地の転用)
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	農地法施行規則第35条または第37条
要望の具体的内容	<p>塩害や放射能汚染により耕作できない農地は、太陽光発電などが行えるように、転用をしてもよい「相当の理由」に追加列挙するか、許可手続きが迅速におこなわれよう規制緩和を行うべき。</p>
規制の現状と要望理由	<p>【規制の現状】 農地法第5条第2項は、同項第1号ロに定める農地(第1種農地:おおむね20ヘクタール以上の規模の一団の農地、土地改良事業を実施した農地等)の転用は相当の理由がある場合を除き許可できないとしている。同法施行規則第35条はこの「相当の理由」に該当する「特別の立地条件を必要とする」事業として以下を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 調査研究 二 土石その他の資源の採取 三 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの 四 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設 五 既存の施設の拡張 六 通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設 <p>また、同法施行規則第37条はこの「相当の理由」に該当する「公益性が高いと認められる事業」として、土地収用法の対象事業等を挙げている。(土地収用法の対象には、電気事業法に規定する一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物が含まれる。)</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

3-(4)	農用地区域内において行う開発行為の許可
要望の視点	2.復興
規制の根拠法令	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条
要望の 具体的内容	<p>農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項ただし書は、農用地区域内において行う開発行為のうち許可が不要となるものについて定めており、同法施行規則第37条は、同ただし書の適用対象として電気事業法に規定する一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物(発電の用に供する電気工作物を除く。)の設置又は管理に係る行為を挙げているが、これには新エネルギー発電事業が含まれていないため、追加列挙することを要望する。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>【規制の現状】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項ただし書は、農用地区域内において行う開発行為のうち許可が不要となるものについて定めており、同法施行規則第37条は、同ただし書の適用対象として電気事業法に規定する一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物(発電の用に供する電気工作物を除く。)の設置又は管理に係る行為を挙げている。 しかし、施行規則第53条に、風力を含む新エネルギー発電事業の用に供する電気工作物の設置又は管理に係る行為場合が含まれていない。このため、太陽光発電や風力発電を含む新エネルギー発電事業の用に供する電気工作物の設置又は管理に係る行為についても許可を不要とすべき。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	農林水産省

3-(5)	輸入麦の安定供給
要望の視点	3.その他
規制の根拠法令	平成23年4月11日付23総食第59号総合食料局長通知
要望の具体的内容	<p>付録1(4)に定める契約数量及び履行数量について、B/L数量は契約数量の3%まで、引渡数量については契約数量の5%までの増減のみが認められている(その許容限度を超える増減に付いてはペナルティ有り)。</p> <p>福島第一原発事故を契機に日本向け配船を忌避する船会社が急増し、船腹が減少している中で、前述増減許容範囲に拘泥する余りに輸入麦の安定供給が困難になりつつある。</p> <p>従い、既契約も含めて当該許容限度の拡大等の契約変更及び柔軟な契約の運用を望むもの。</p>
規制の現状と要望理由	同上
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課

3-(6)	ポリエーテル系抗菌性物質の出荷前管理分析義務の緩和
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	飼料安全法法律第3条「規格基準について」 省令第1条 別表第1
要望の具体的内容	<p>抗菌剤GMPを取得していない工場におけるポリエーテル系抗菌性物質の出荷前事前分析義務の緩和。出荷前の全ロット毎検査を、出荷後の後追い検証試験でも可とする。(被災工場復旧までの期間限定とする。)</p>
規制の現状と要望理由	<p>レイヤー育成用飼料、ブロイラー用飼料、肉牛肥育用飼料で使用されるポリエーテル系抗菌性物質は出荷前事前検査合格の義務付けがある。被災工場の応援製造において、増産製造時に本検査の義務付けが円滑な製造出荷の妨げになる。(時間的、人的制約を受ける。)</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 飼料検査指導班